

○湖北環境衛生組合財務規則

〔昭和60年12月18日〕
規則第1号

改正 平成18年3月22日 規則第6号

(趣旨)

第1条 この規則は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第292条において準用する同法施行令（昭和22年政令第16号）第173条の2の規定に基づき、法令、条例及び他の規則等に特別の定めのあるもののほか財務に関し必要な事項を定めるものとする。

第2条 財務に関しては石岡市財務規則（平成17年石岡市規則第56号）の例によるものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成18年3月22日規則第6号）

この条例は、公布の日から施行し、改正後の湖北環境衛生組合財務規則の規定は、平成17年10月1日から適用する。